

各関係団体 御中

香川県知事 浜田 恵造

催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

本県では、「感染拡大防止対策期における対策（6月21日以降）について（資料1）」のとおり、県民の皆さま、事業者の皆さまに対し、各種の協力依頼をしているところですが、国からの通知を踏まえ、「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について（別添10）」及び「催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について（別添11）」のとおり改正を行いました。

つきましては、貴職におかれまして、引き続き、「感染拡大防止対策期における対策（6月21日以降）について」に沿って、適切な感染防止対策を講じていただくとともに、催物（イベント等）の開催の検討にあたっては、別添10及び別添11にご留意いただきますようお願いいたします。